

事 務 連 絡

令和 8 年 10 月 2 日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政部局長 殿

環 境 省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

令和 8 年熊本地震による被害を踏まえた高さ 60m 超の煙突に関する調査について

令和 8 年熊本地震により、日本製紙株式会社八代工場内の高さ 60m を超える鉄筋コンクリート造の煙突が倒壊する等の被害が確認されています。

このような被害を防止するため、下記のとおり煙突を所有する施設に対して、煙突の安全確保のための調査を実施しますので、別途送付する調査票を該当する産業廃棄物処理業者に配布し、貴都道府県・政令市において当該調査票を回収のうえ、提出をお願いします。

なお、本事務連絡は、都道府県、政令市で設置している令和 8 年 10 月 2 日時点で現存（廃止を含む）している産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を受けた施設に限る）を対象としています。

記

1. 調査対象

高さ 60m を超える鉄筋コンクリート造の煙突

2. 調査内容

調査対象となるすべての煙突について、以下の事項を別添様式（調査票）に基づいて報告してください。

（1）煙突の概要

- ・所有者
- ・所在地
- ・高さ
- ・築造年月

（2）損傷等の状況

- ・損傷状況
- ・劣化状況
- ・補強状況

※対象となる産業廃棄物処理事業者に対し、至急、可能な範囲で、目視等による損傷等の状況を確認させ、結果を回答してください。

3. 報告期日

10月8日（木）17時まで

※少なくとも、2（1）については期日までに提出ください。期日までに2（2）について確認が間に合わない場合は、該当欄に「確認中」と記載ください。「確認中」の事項も、引き続き状況確認を進めていただき、確認結果を10月15日（木）17時までには提出ください。

※1つの別添様式（調査票（Excel ファイル））に取りまとめていただき、以下の報告先までお送りください。

4. その他

ご報告いただいた情報は、所管の特定行政庁と共有するとともに、全国的な損傷・劣化状況及び補強状況を集計した上で、公表を予定しています（都道府県別・業種別の集計結果を含む。）。

また、損傷・劣化が確認された煙突を所有する事業所等に対しては、応急的な補修等の取組を要請等するとともに、対応状況のフォローアップを実施する予定です。

なお、対象となる産業廃棄物処理施設は、国土交通省や経済産業省等による調査の対象にもなっている可能性があります。既に調査票を提出している施設についても、提出済みの調査票を回収の上、別添様式に含めて提出いただきますようお願いいたします。

5. 報告先・問い合わせ先

○環 境 省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

担当：松岡、冠、物袋

電話番号：03-6206-1767

メールアドレス：hairi-sanpai@env.go.jp

※本調査に関する問い合わせは上記環境省の担当までお願いします。

以上

調査内容2の(1)煙突の概要(築造中の煙突については、B～F列のみご記入ください。)

調査内容2の(1)煙突の概要(築造中の煙突については、B～F列のみご記入ください。)

調査内容 2 の (2) 損傷等の状況

■目視等により確認の上、損傷状況及び劣化状況についてご報告願います。

■R～T列（補強状況）：本調査以前に実施された点検を踏まえて、対策された補

備考

[illegible]